

## 出席停止解除届

東京都立芦花高等学校長殿

下記のとおり、医師より登校の許可を頂きましたので届けます。  
また、下記の欠席期間を出席停止扱いとして届けます。

HR	番	生徒氏名
診断名		
欠席期間	令和 年 月 日 ( ) から	月 日 ( ) まで
受診医療機関名		
上記連絡先 (電話番号)		
受診日	令和 年 月 日	
『その他』 参考となる事項		

保護者氏名

印

## 出席停止となる学校感染症 (第一種を除く)

	感染症名	出席停止期間
第二種	インフルエンザ (H5N1 を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 (幼児にあっては、3日)
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	喉頭結膜炎 (プール熱)	主要症状消失後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症*	主治医または学校医が感染の恐れがないと判断するまで *その他の感染症とは 学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学校長が学校医に意見を聞き、第三種の感染症として措置を取ることができる疾患です。 以下に、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症を挙げます。 ■感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症) ■マイコプラズマ肺炎 ■ヘルパンギーナ ■ウイルス性肝炎 ■手足口病 ■溶連菌感染症 ■伝染性紅斑 など

\*上記感染症の疑いがあると医師が判断した場合も出席停止となる。その場合は、その旨を『その他』の欄に明記する。

\*治癒し登校した後は直ちに手続きをおこなうこと。

【用紙の流れ】担任→ 学年教務 (コピー保管) → 保健室 (原本保管)  
→ 教務 (コピー保管・一覧表作成)

担任	保健	教務